

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

魚津市社協指定居宅介護支援事業所

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とその家族等の希望をお伺いして「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 魚津市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 富山県魚津市新金屋二丁目13番26号
- (3) 電話番号 0765-22-8388
- (4) 代表者氏名 会長 福留正二
- (5) 設立年月日 昭和45年11月5日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な指定居宅介護支援を提供する。

- (3) 事業所の名称 魚津市社協指定居宅介護支援事業所

(平成11年7月15日指定 富山県指令高第718号)

(4) 事業所の所在地 富山県魚津市吉島 1095 番地 2

(5) 電話番号 0765-23-0030

(6) 事業所係長（管理者）氏名 丸田 智恵

(7) 当事業所の遵守事項

- ① 当事業所は、利用者の心身の状況や環境等を十分把握し、利用者の意思に基づく適切な保健医療サービスや福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように努める。
- ② 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定居宅サービス等が公平中立に提供されるように努める。
- ③ 当事業所は、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携を密にし、最良のサービスが提供されるように努める。

(8) 開設年月 平成12年4月1日

(9) 事業所が行っている他の業務 無し

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 魚津市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く。）
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	上記営業日及び営業時間以外については、管理者又は介護支援専門員が直接対応する。（24時間連絡可能） ※担当： _____ 携帯電話： _____ もしくは 0765-23-0030（当番制で受付）

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。>

職種	人数	職務の内容
1. 管理者（兼）	1	事業所を代表し、業務を統括する。
2. 主任介護支援専門員 介護支援専門員	1 4	運営方針に基づく業務にあたり、指導ができる 運営方針に基づく業務にあたる。
3. 事務員（非常勤）	1	居宅内の事務にあたる。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

- ・ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。
- ・居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。
- ・指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

② モニタリング訪問

- ・ご契約者のご家庭を少なくとも2ヶ月に1回（2ヶ月に1回はテレビ電話装置等を利用したモニタリング訪問を可能）はご利用者宅を訪問します。

③ 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

④ 居宅サービス計画の変更

- ・ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑤ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

施設申し込みは、家族が行うのが原則です。

⑥ 虐待の防止について

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- ・虐待防止責任者を選定・後見人制度支援・苦情体制の整備・研修を行います
- ・現に擁護している家族・親族・同居人による虐待が疑われる場合は速やかにこれを市町村等に通報します。

⑦ 災害・感染症対策について

- ・感染症や災害に備えて研修会や訓練をそれぞれ年に2回以上行います。
- ・感染症や災害が発生しても 日ごろから業務継続に向けた取り組みをします。

<サービス利用料金>

(1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

① 居宅介護支援費(事務員配置あり)

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数（担当件数）で算定します。

取扱件数	50件未満の場合	50件以上 60件未満の場合	60件以上の場合
	居宅介護支援費（Ⅰ）	居宅介護支援費（Ⅱ）	居宅介護支援費（Ⅲ）
要介護1・2	10,860円/月	5,440円/月	3,260円/月
要介護3～5	14,110円/月	7,040円/月	4,220円/月

加算等名称	介護報酬額	算定加算回数等
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210円/月	(1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置。 (2) 介護支援専門員の配置は主任を除いて3名以上配置 (3) 週1回以上の事業所内会議実施・24時間体制の整備 (4) 計画的な研修・家族支援・障害者・生活困窮者・難病・高齢者以外の支援の事例検討会や研修会に参加 (5) 地域包括支援センターからの困難事例の受け入れ (6) 運営基準減算または、特定事業所集中減算がない。

		(7) 介護支援専門員一人あたりの担当利用者 50 人未満 (8) 実習受け入れ事業所となる人材育成への協力体制 (9) 他法人と共同の事例検討会・研究会等の実施 (10) 多様な生活支援サービスを含めたサービス計画書
初回加算	3,000円/月	新規に居宅介護サービス計画を策定した場合 要介護状態区分の2段階以上変更認定した場合
特定事業所加算(Ⅳ)	1,250円/月	退院・退院の加算を年間35件以上 ・ターミナルケアマネジメント加算が年間5回
中山間地等に居住する者にサービスを提供した時の加算	居宅介護支援費の5%を加算	通常の事業実施地域を越えて中山間地域等に居住する者にサービス 移動費用が相当程度必要等とのことで算定 市街を超える場合は、交通費を請求する場合があります。
通院時情報連携加算	500円/月	必要な情報提供を受け居宅サービス計画に記載
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円/月	1日以内で必要な情報を提供。手段は問わない。
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円/月	病院等に3日以内で必要な情報を提供した場合
退院加算 カンファレンス無	4,500円/月 6,000円/月	連携1回 連携2回
退院加算 カンファレンス有	6,000円/月 7,500円/月 9,000円/月	連携1回 連携2回 連携3回
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円/回 (月2回まで)	入院又は入所期間中に退院又は退所に当たって、必要な情報を得たうえで居宅介護サービス計画を作成 カンファレンスは福祉用具専門相談員や理作業療法士等が参加したもの 病院等の求めにより、当該病院の職員と共に利用者宅に訪問し、カンファレンスを行った場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/月	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者提供した場合算定

(2) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月22日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 現金支払 イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

6. サービスの利用に関する留意事項

利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 管理者 丸田 智恵

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

(2) 行政機関その他苦情受付機関

魚津市社会福祉課介護保険係	所在地 魚津市釈迦堂一丁目 10 番 1 号 電話番号 0765-23-1148 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
国民健康保険団体連合会	所在地 富山市下野字豆田 995 番地 3 電話番号 076-431-9833 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
富山県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 富山市安住町 5 番 21 号 電話番号 076-432-3280 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

魚津市吉島 1095 番地 2
魚津市社協指定居宅介護支援事業所

説明者氏名 _____ ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

住所 _____

氏名 _____ ㊞

(代理人)

住所 _____

氏名 _____ ㊞

※この重要事項説明書は、厚生省令第 38 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・サービス担当者会議など、契約者に係る他の居宅介護予防サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

2. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自

立と判定された場合

- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ 介護支援専門員の言動がハラスメントと感じた場合

（２）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑤ ご利用者様からの言動がハラスメントと感じた場合